

TDM施策推進アクションプログラム策定業務 仕様書(案)

1. 業務委託名

TDM施策推進アクションプログラム策定業務

2. 履行機関

契約締結の翌日～平成25年3月29日まで

3. 業務目的

沖縄県は、沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月策定）の実現に向け、その総合計画として「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定した。また、これを上位計画として、交通分野に関する基本政策の具体的な構想を示した「沖縄県総合交通体系基本計画」を策定し、ビジョンの実現に資する交通施策が推進されているところである。

今後は、上記計画に掲げた施策を着実に実施し計画の目標を実現するため、計画の推進に関する情報を県民全体に広く共有し、施策の進捗状況を定期的に確認・点検・マネジメントすることが可能となるような仕組みを構築する必要がある。

そこで本業務では、上記計画を推進するための組織として関係機関を横断的に組み入れた組織体制を構築するための検討を行うこととする。

また、先行的な取組や検討がなされている「TDM施策推進アクションプログラム」について、昨年度検討された素案の内容を精査するとともに、重点施策の具体的な実施に向けた検討を行い、新たなTDM施策推進アクションプログラムを策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) TDM施策推進アクションプログラムの作成

昨年度検討したTDM施策推進アクションプログラム（素案）について、現行のTDM施策の最新の取組状況と課題を再整理するとともに、個別TDM施策毎の具体的な展開方針と推進体制を検討し、TDM施策推進アクションプログラムとしてとりまとめる。

(2) TDM重点施策の実施検討

(1) で作成したTDM施策推進アクションプログラムにおいて位置づけられた重点施策について、既存データに基づく現況分析等に基づき、実施地域や実施内容など施策の具体化のための検討を行う。

(3) TDM施策推進に関する啓発活動の企画検討、実施

(1) 及び (2) を踏まえ、県内の交通状況とTDM施策推進の必要性に関する意識を高め、県民・経済界・行政が一体となって、TDM施策の推進を図っていくための啓発活動について企画、検討、実施する。

(4) 総合交通体系基本計画推進委員会（仮称）の運営支援

「沖縄県総合交通体系基本計画」では、計画に掲げた施策を着実に実施し、計画の目標を実現するための組織体制（以下、推進委員会）を構築することとしている。

この推進委員会は県庁内部局横断型の常設組織（下部組織として幹事会を置く）とし、毎年開催していくことを予定している。また、推進委員会は計画の実現に向けた計画全体のマネジメント機能を担うものとし、具体的には次に掲げた役割を担うことを想定している。

- ・ 計画で示した施策の進捗状況の確認
- ・ 計画全体の点検及び評価の実施
- ・ 計画の変更に係る検討
- ・ 施策の推進にあたっての重要事項の検討
- ・ 計画の広報並びに計画に掲げた目標の実現及び施策を展開していくうえで必要な事項の検討

本業務では、この推進委員会等の開催に際して、会議資料の作成、会場設営、議事要旨の作成等の必要な支援を適宜行う。推進委員会及び幹事会は、それぞれ2回開催を予定している。

なお、今年度の推進委員会では、(1)～(2)にて検討を行うTDM施策推進アクションプログラムの策定についても行うこととする。

(5) TDM施策推進アクションプログラム検討委員会（仮称）の運営

TDM施策推進アクションプログラムの策定にあたって、外部有識者、関係業界団体、行政機関等からの助言を得るための検討委員会(15～20名程度)を開催する。

本業務では、この委員会の開催に際して、(1)～(2)の調査結果を会議資料として取りまとめるとともに、会場設営、日程調整、委員への旅費・謝金の支払い、委員会の進行、議事要旨の作成等の運営を行う。なお、委員会メンバーについては、発注者と協議のうえ選定する。検討委員会は3回開催を予定している。

(6) 打ち合わせ協議

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 報告書（A4版） | : 100部 |
| (2) 電子データ（CD-R） | : 2部 |
| (3) その他担当職員から指示のあったもの | : 1式 |